

浅川浄化センター脱水污泥の放射性物質測定結果(令和6年)

(単位:ベクレル/キログラム)

採取日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	セシウム 計	実施主体
令和6年1月22日	0.84未満	0.92未満	2.5	3.42未満	浅川町
令和6年2月19日	0.92未満	0.98未満	1.5	2.48未満	浅川町
令和6年3月18日	0.92未満	0.98未満	1.5	2.48未満	浅川町
令和6年4月1日	0.67未満	0.51未満	2.6	3.11未満	浅川町
令和6年4月15日	0.61未満	0.65未満	1.9	2.55未満	浅川町
令和6年5月13日	0.70未満	0.61未満	1.2	1.81未満	浅川町
令和6年5月30日	0.87未満	0.79未満	1.4	2.19未満	浅川町
令和6年6月3日	0.67未満	0.61未満	1.3	1.91未満	浅川町
令和6年6月10日	0.93未満	0.82未満	1.3	2.12未満	浅川町
令和6年6月24日	0.88未満	0.80未満	1.2	2.00未満	浅川町

※「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」(原子力災害対策本部H23.6.16通知)では、当面、セシウム134及びセシウム137の合計の濃度が8,000ベクレル/キログラム以下の脱水污泥等は埋立処分が可能とされています。なお、放射性ヨウ素131については放射性物質汚染対処特措法の対象となっております。